

土木工事における適正な工期設定のガイドライン（農業農村整備工事編） 対照表

ページ	改定前（令和6年9月30日まで適用）	改定後（令和6年10月1日以降適用）										
④不稼働日数（P7）	<p>週8休を確保することを前提として設定する。なお、ここで「行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日」は、あくまで工期を算出するために設定しているものであるため、各工事の施工計画等における休日は、受注者の法定休日や所定休日を基に定めることになる。ただし、社会的要請・自然的制約により施工を急ぐ必要がある工事等については、必要な経費を計上したうえで、現場閉所を行わなくても技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するよう留意する。</p> <p>「天候等による作業不能日」は、別表2のとおり“1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日”とし、過去5か年の気象庁のデータより地域ごとの年間の平均発生日数を算出するものとする。</p> <p>なお、当初発注時における雨休率については、「雨休率（α）：0.8（4週8休）」を適用する。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>別表2 降雨降雪、猛暑日日数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">観測所・地点名称</th> <th style="width: 70%;">降雨降雪日数日数 〔日/年〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">松江</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>iii) その他の作業不能日 「その他の作業不能日」は、工事ごとに次のことを考慮するものとする。</p> <p>ア) 工事の性格の考慮 工事を行うにあたっては、工事特有の条件があり、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により作業不能となる日を考慮した工期設定を行う必要がある場合もあるので、その日数を必要に応じて加算する。</p> <p>イ) 地域の実情の考慮 当該工事を行う地域において、何らかの理由（出水期、積雪期、地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。</p> <p><地域の実情に応じた作業制限の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の出水期における作業制限 ・寒冷・多雪地域における冬季休止期間 ・地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日 <p style="text-align: center;">- 7 -</p>	観測所・地点名称	降雨降雪日数日数 〔日/年〕	松江	35	<p>週8休を確保することを前提として設定する。なお、ここで「行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日」は、あくまで工期を算出するために設定しているものであるため、各工事の施工計画等における休日は、受注者の法定休日や所定休日を基に定めることになる。ただし、社会的要請・自然的制約により施工を急ぐ必要がある工事等については、必要な経費を計上したうえで、現場閉所を行わなくても技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するよう留意する。</p> <p>「天候等による作業不能日」は、別表2のとおり①1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日、②8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）とし、過去5か年の気象庁のデータより地域ごとの年間の平均発生日数を算出するものとする。</p> <p>なお、当初発注時における雨休率については、「雨休率（α）：0.8（4週8休）」を適用する。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>別表2 降雨降雪、猛暑日日数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">観測所・地点名称</th> <th style="width: 35%;">①降雨降雪日数 〔日/年〕</th> <th style="width: 35%;">②猛暑日日数 〔日/年〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">松江</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>iii) その他の作業不能日 「その他の作業不能日」は、工事ごとに次のことを考慮するものとする。</p> <p>ア) 工事の性格の考慮 工事を行うにあたっては、工事特有の条件があり、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により作業不能となる日を考慮した工期設定を行う必要がある場合もあるので、その日数を必要に応じて加算する。</p> <p>イ) 地域の実情の考慮 当該工事を行う地域において、何らかの理由（出水期、積雪期、地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。</p> <p><地域の実情に応じた作業制限の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の出水期における作業制限 <p style="text-align: center;">- 7 -</p>	観測所・地点名称	①降雨降雪日数 〔日/年〕	②猛暑日日数 〔日/年〕	松江	35	6
観測所・地点名称	降雨降雪日数日数 〔日/年〕											
松江	35											
観測所・地点名称	①降雨降雪日数 〔日/年〕	②猛暑日日数 〔日/年〕										
松江	35	6										

追記→

改定→

土木工事における適正な工期設定のガイドライン（農業農村整備工事編） 対照表

ページ	改定前（令和6年9月30日まで適用）	改定後（令和6年10月1日以降適用）
<p>⑦工期設定日数の確認 (P8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅伝やお祭り等、交通規制が行われる期間 ・ 農業用水等の灌漑期間 ・ 海、河川魚類等の産卵時期・期間 ・ 絶滅危惧種など生息動植物への配慮 ・ 夜間作業を伴う工事における騒音規制等への対応と労務確保 <p>ウ) その他 上記ア)、イ) 以外の事情がある場合は、適切に見込むものとする。</p> <p>⑤後片付け期間 後片付けに要する期間は、別表1に記載の日数以上で設定し、工事規模や地域の状況、重建設機械の分解・片付け等に応じて設定するものとする。</p> <p>⑥工期設定 工期（実工期）は、工事工程クリティカルパス（工程上の重要ポイント）を考慮のうえ、上記②～⑤により設定した日数を合計して算出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{工期} = \text{準備期間} + \text{施工に必要な実日数} + \text{不稼働日数} + \text{後片付け期間}$ </div> <p>⑦工期設定日数の確認 上記⑥で算出した合計日数を過去の同種・類似工事で実際に要した工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する。 過去の同種・類似工事で実際に要した工期と比べて、概ね10%以上乖離している場合は、工程を再確認し、必要に応じて工期を見直す。 工期の妥当性については、国が過去5年間の実績をもとに作成した、<u>別添の「工種区分の直接工事費と実工期の相関分布」</u>を参考に確認してよい。 ただし、土木工事においては、その地域や箇所の特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに留意するものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 8 -</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒冷・多雪地域における冬季休止期間 ・ 地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日 ・ 駅伝やお祭り等、交通規制が行われる期間 ・ 農業用水等の灌漑期間 ・ 海、河川魚類等の産卵時期・期間 ・ 絶滅危惧種など生息動植物への配慮 ・ 夜間作業を伴う工事における騒音規制等への対応と労務確保 <p>ウ) その他 上記ア)、イ) 以外の事情がある場合は、適切に見込むものとする。</p> <p>⑤後片付け期間 後片付けに要する期間は、別表1に記載の日数以上で設定し、工事規模や地域の状況、重建設機械の分解・片付け等に応じて設定するものとする。</p> <p>⑥工期設定 工期（実工期）は、工事工程クリティカルパス（工程上の重要ポイント）を考慮のうえ、上記②～⑤により設定した日数を合計して算出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{工期} = \text{準備期間} + \text{施工に必要な実日数} + \text{不稼働日数} + \text{後片付け期間}$ </div> <p>⑦工期設定日数の確認 上記⑥で算出した合計日数を過去の同種・類似工事で実際に要した工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する。 過去の同種・類似工事で実際に要した工期と比べて、概ね10%以上乖離している場合は、工程を再確認し、必要に応じて工期を見直す。 工期の妥当性については、国が過去5年間の実績をもとに作成した、「工種区分の直接工事費と実工期の相関分布」を参考に確認してよい。 ただし、土木工事においては、その地域や箇所の特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに留意するものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 8 -</p>

削除→
(誤記の修正)

土木工事における適正な工期設定のガイドライン（農業農村整備工事編） 対照表

ページ	改定前（令和6年9月30日まで適用）	改定後（令和6年10月1日以降適用）																																																						
<p>【施工条件書の記載例】 (P13)</p>	<p style="text-align: right;">※最新の特記仕様書を確認の上、使用すること。</p> <p>【施工条件書の記載例】 特記仕様書の作成例（積み上げ方式）</p> <p style="text-align: center;">工期に関する特記仕様書（農業農村整備）</p> <p>1. 当初工期の日数算出方法 積み上げ方式による工期設定 <small>上記が「その他」の場合の具体的な設定方法</small></p> <p>2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無 <small>上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由</small></p> <p>3. 当初工期に見込んでいる各種日数 i) 工期は、雨天・休日等〇〇日（雨休率0.8）を見込み、設定している。 なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。 工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>総工期</td> <td>〇日</td> <td>〇日間</td> <td rowspan="2">あれば具体的に記載すること。関係機関協議や地元調整等に要する期間を記載する。</td> </tr> <tr> <td>①準備期間</td> <td>〇日</td> <td>〇日間</td> </tr> <tr> <td>②後片付け期間</td> <td>〇日</td> <td>〇日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数</td> <td>0.8</td> <td>〇</td> <td>原則1とするが、工事全体の工期の効率性や完成時期なども考慮の上、パーティ数を変更することもできる。</td> </tr> <tr> <td>④雨休率以外の作業不能期間</td> <td>〇日</td> <td>〇日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤施工パーティ（班）数</td> <td>〇班</td> <td>〇日間</td> <td>あれば具体的に記載すること。</td> </tr> <tr> <td>⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等）</td> <td>〇日</td> <td>〇日間</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。 ・1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：35日/年 過去5年の気象庁（松江観測所）及び環境省（松江地点）のデータより年間の平均発生日数を算出</small></p> <p>ii) 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>4. 当初工期の確認 受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であるかを速やかに確認しなければならない。なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。</p> <p>5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法 島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。 なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合には、「土木工事における適正な工期設定のガイドライン」に基づき、工期の変更に応るなど適切な措置を講じなければならない。 また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。</p> <p>6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について 当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。</p>	総工期	〇日	〇日間	あれば具体的に記載すること。関係機関協議や地元調整等に要する期間を記載する。	①準備期間	〇日	〇日間	②後片付け期間	〇日	〇日間		③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.8	〇	原則1とするが、工事全体の工期の効率性や完成時期なども考慮の上、パーティ数を変更することもできる。	④雨休率以外の作業不能期間	〇日	〇日間		⑤施工パーティ（班）数	〇班	〇日間	あれば具体的に記載すること。	⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等）	〇日	〇日間		<p style="text-align: right;">※最新の特記仕様書を確認の上、使用すること。</p> <p>【施工条件書の記載例】 特記仕様書の作成例（積み上げ方式）</p> <p style="text-align: center;">工期に関する特記仕様書（農業農村整備）</p> <p>1. 当初工期の日数算出方法 積み上げ方式による工期設定 <small>上記が「その他」の場合の具体的な設定方法</small></p> <p>2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無 <small>上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由</small></p> <p>3. 当初工期に見込んでいる各種日数 i) 工期は、雨天・休日等〇〇日（雨休率0.8）を見込み、設定している。 なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。 工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>総工期</td> <td>〇日</td> <td>〇日間</td> <td rowspan="2">あれば具体的に記載すること。関係機関協議や地元調整等に要する期間を記載する。</td> </tr> <tr> <td>①準備期間</td> <td>〇日</td> <td>〇日間</td> </tr> <tr> <td>②後片付け期間</td> <td>〇日</td> <td>〇日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数</td> <td>0.8</td> <td>〇</td> <td>原則1とするが、工事全体の工期の効率性や完成時期なども考慮の上、パーティ数を変更することもできる。</td> </tr> <tr> <td>④雨休率以外の作業不能期間</td> <td>〇日</td> <td>〇日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤施工パーティ（班）数</td> <td>〇班</td> <td>〇日間</td> <td>あれば具体的に記載すること。</td> </tr> <tr> <td>⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等）</td> <td>〇日</td> <td>〇日間</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。 i) 1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：35日/年 ii) 8時から17時までのWBG値が31以上の時間を足合わせた日数：6日/年 （小数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数） 過去5年の気象庁（松江観測所）及び環境省（松江地点）のデータより年間の平均発生日数を算出</small></p> <p>ii) 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>4. 当初工期の確認 受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であるかを速やかに確認しなければならない。なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。</p> <p>5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法 島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。 なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合には、「土木工事における適正な工期設定のガイドライン」に基づき、工期の変更に応るなど適切な措置を講じなければならない。 また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。</p> <p>6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について 当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。</p>	総工期	〇日	〇日間	あれば具体的に記載すること。関係機関協議や地元調整等に要する期間を記載する。	①準備期間	〇日	〇日間	②後片付け期間	〇日	〇日間		③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.8	〇	原則1とするが、工事全体の工期の効率性や完成時期なども考慮の上、パーティ数を変更することもできる。	④雨休率以外の作業不能期間	〇日	〇日間		⑤施工パーティ（班）数	〇班	〇日間	あれば具体的に記載すること。	⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等）	〇日	〇日間	
総工期	〇日	〇日間	あれば具体的に記載すること。関係機関協議や地元調整等に要する期間を記載する。																																																					
①準備期間	〇日	〇日間																																																						
②後片付け期間	〇日	〇日間																																																						
③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.8	〇	原則1とするが、工事全体の工期の効率性や完成時期なども考慮の上、パーティ数を変更することもできる。																																																					
④雨休率以外の作業不能期間	〇日	〇日間																																																						
⑤施工パーティ（班）数	〇班	〇日間	あれば具体的に記載すること。																																																					
⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等）	〇日	〇日間																																																						
総工期	〇日	〇日間	あれば具体的に記載すること。関係機関協議や地元調整等に要する期間を記載する。																																																					
①準備期間	〇日	〇日間																																																						
②後片付け期間	〇日	〇日間																																																						
③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.8	〇	原則1とするが、工事全体の工期の効率性や完成時期なども考慮の上、パーティ数を変更することもできる。																																																					
④雨休率以外の作業不能期間	〇日	〇日間																																																						
⑤施工パーティ（班）数	〇班	〇日間	あれば具体的に記載すること。																																																					
⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等）	〇日	〇日間																																																						
	-14-	-13-																																																						

改定 →

土木工事における適正な工期設定のガイドライン（農業農村整備工事編） 対照表

ページ	改定前（令和6年9月30日まで適用）	改定後（令和6年10月1日以降適用）																																				
<p>⑦工期設定日数の確認 (P16)</p>	<p>る。また、工期が翌年度に渡ることとなったときは、繰越の手続きを適切に行うものとする。</p> <p>① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合</p> <p>3) 工期変更に伴う間接工事費の変更 受注者の責によらない理由による工期延期を協議する際には、あわせて、請負契約額の変更について協議を行う。請負契約額の変更については、建設工事積算基準「<u>第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</u>」に基づき、適切に積算を行うこと。ただし、工事請負契約書第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事を除く。 なお、個別工事における、請負契約額の変更の判断については、「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案)」を踏まえ、適切に行うこととする。</p> <p>ウ 工事完成後 ・ 工事実績の調査 発注者は、別途技術管理課から調査依頼があった場合は、“工事工程一覧表”により「工事設計書区分」及び「諸経費工種」、「直接工事費（精算時）」を記載して提出するものとし、技術管理課は当調査をもって簡便式の変更を適宜行うものとする。</p> <p>例) 工事工程一覧表 記載箇所→ 技術管理課にて転記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工事設計書区分</th> <th>諸経費工種</th> <th>直接工事費 (精算時)</th> <th>週休補正</th> <th>工事番号</th> <th>工事名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【E：土木】</td> <td>01 河川工事</td> <td>10,000,000</td> <td>4週8休</td> <td>J○○○</td> <td>○○川 ○○○○工事</td> </tr> <tr> <td>【E：土木】</td> <td>04 道路改良工事</td> <td>20,000,000</td> <td>4週8休</td> <td>J△△△</td> <td>国道○○○号 ○○○○工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※建設工事事務管理システムより「工事番号」、「工事名」、「工事場所名」及び「受注者」、「入札日」等、必要な情報を技術管理課にて転記をした上で調査を依頼する。</p> <p>エ 適切な工期設定のためのチェックリスト 適切な工期設定のためには、上述のとおり、工期等に影響を及ぼす事象を考慮す</p> <p style="text-align: center;">- 16 -</p>	工事設計書区分	諸経費工種	直接工事費 (精算時)	週休補正	工事番号	工事名	【E：土木】	01 河川工事	10,000,000	4週8休	J○○○	○○川 ○○○○工事	【E：土木】	04 道路改良工事	20,000,000	4週8休	J△△△	国道○○○号 ○○○○工事	<p>る。また、工期が翌年度に渡ることとなったときは、繰越の手続きを適切に行うものとする。</p> <p>① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合</p> <p>3) 工期変更に伴う間接工事費の変更 受注者の責によらない理由による工期延期を協議する際には、あわせて、請負契約額の変更について協議を行う。請負契約額の変更については、建設工事積算基準「<u>第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</u>」に基づき、適切に積算を行うこと。ただし、工事請負契約書第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事を除く。 なお、個別工事における、請負契約額の変更の判断については、「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案)」を踏まえ、適切に行うこととする。</p> <p>ウ 工事完成後 ・ 工事実績の調査 発注者は、別途技術管理課から調査依頼があった場合は、“工事工程一覧表”により「工事設計書区分」及び「諸経費工種」、「直接工事費（精算時）」を記載して提出するものとし、技術管理課は当調査をもって簡便式の変更を適宜行うものとする。</p> <p>例) 工事工程一覧表 記載箇所→ 技術管理課にて転記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工事設計書区分</th> <th>諸経費工種</th> <th>直接工事費 (精算時)</th> <th>週休補正</th> <th>工事番号</th> <th>工事名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【E：土木】</td> <td>01 河川工事</td> <td>10,000,000</td> <td>4週8休</td> <td>J○○○</td> <td>○○川 ○○○○工事</td> </tr> <tr> <td>【E：土木】</td> <td>04 道路改良工事</td> <td>20,000,000</td> <td>4週8休</td> <td>J△△△</td> <td>国道○○○号 ○○○○工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※建設工事事務管理システムより「工事番号」、「工事名」、「工事場所名」及び「受注者」、「入札日」等、必要な情報を技術管理課にて転記をした上で調査を依頼する。</p> <p>エ 適切な工期設定のためのチェックリスト 適切な工期設定のためには、上述のとおり、工期等に影響を及ぼす事象を考慮す</p> <p style="text-align: center;">- 16 -</p>	工事設計書区分	諸経費工種	直接工事費 (精算時)	週休補正	工事番号	工事名	【E：土木】	01 河川工事	10,000,000	4週8休	J○○○	○○川 ○○○○工事	【E：土木】	04 道路改良工事	20,000,000	4週8休	J△△△	国道○○○号 ○○○○工事
工事設計書区分	諸経費工種	直接工事費 (精算時)	週休補正	工事番号	工事名																																	
【E：土木】	01 河川工事	10,000,000	4週8休	J○○○	○○川 ○○○○工事																																	
【E：土木】	04 道路改良工事	20,000,000	4週8休	J△△△	国道○○○号 ○○○○工事																																	
工事設計書区分	諸経費工種	直接工事費 (精算時)	週休補正	工事番号	工事名																																	
【E：土木】	01 河川工事	10,000,000	4週8休	J○○○	○○川 ○○○○工事																																	
【E：土木】	04 道路改良工事	20,000,000	4週8休	J△△△	国道○○○号 ○○○○工事																																	

改定→